

かけはし

JITCO JOURNAL

7
2022.July
Vol.150

〈防災特集1〉外国人とともに備える災害対応

〈防災特集2〉夏、レジャーの事故はこう防ぐ!

〈特別取材〉全国初! 特定技能2号が誕生

|| 〈新連載 外国人材 今とこれから〉
|| 企業活動と人権



かいはし

JITCO JOURNAL



2022.7 Vol.150

表紙の写真：コモド国立公園（インドネシア）
インドネシア東部にあるコモド国立公園は、リンチャ島・パダール島・コモド島など29の火山島からなります。コモドドラゴン保護のために設立され、1991年にユネスコの世界自然遺産に登録されました。世界最大のオオトカゲであるコモドドラゴンは、穏やかそうな見かけとは違い、獰猛な肉食動物で、毒を持っていることでも知られています。

CONTENTS

- √ p.1 JITCOの2022年度の新サービスのご案内
- √ p.2 〈防災特集1〉外国人とともに備える災害対応
- √ p.5 外国人材の身を守るためには「わかりやすい日本語」を!
- √ p.6 〈防災特集2〉夏、レジャーの事故はこう防ぐ!
- √ p.8 〈特別取材〉全国初! 特定技能2号が誕生
- √ p.10 今、気を付けたい! 季節の病気
- √ p.12 海外情報
- √ p.13 JITCO News
- √ p.14 ⑧〈連載 外国人材 今とこれから〉
第1回 企業活動と人権:技能実習生の人権保護・促進の観点から
- √ p.18 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり
- √ p.22 外国人材の受入れに関するQ&A
- √ p.23 JITCOの教材のご案内
- √ p.24 JITCO information

技能実習Days

●みやぎオーバーシー協同組合 ●協立建物管理株式会社 ●株式会社西村総建

JITCOの2022年度の新サービスのご案内

JITCOでは、より皆様のお役に立つ総合支援機関を目指して、ご提供するサービスの見直しを進めています。このページでは今年度JITCOが取り組んでいる、情報発信・情報提供の新サービスをご紹介します。

送出国に関する情報発信の強化

ホームページ「送出国・送出国機関とは」をリニューアルしました。

皆様からの「送出国についてもっと知りたい」という声にお応えするため、ホームページの送出国・送出国機関に関するページをリニューアルいたしました。

- 送出国の政治や文化、技能実習制度・特定技能制度の実績、しくみなどを解説した動画を公開。
- 二国間覚書、大使館の連絡先、外務省のHPへのリンクなど、充実した各国情報を掲載。

リニューアルの詳細は以下のページをご覧ください。
「ホームページ「送出国・送出国機関とは」を刷新しました」
<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/18077/>



スマートフォンご利用の場合は
こちらのQRコードから

■お問い合わせ先 国際部 03-4306-1151

デジタル教材の提供・販売

従来からの紙の書籍に加えて、デジタル教材の提供・販売を予定しています。

昨年4月に教材オンラインショップ(<https://onlineshop.jitco.or.jp/>)をオープンいたしました。ご利用者の皆様から「便利になった」とご好評をいただいています。また、「教材をスマホで読めるよう、電子書籍で提供して欲しい」とのご要望を多数いただきましたので、今年度は電子書籍の教材販売を開始する予定です。

あわせて、動画での情報発信を強化してまいります。(無料コンテンツの配信も検討しています)

■お問い合わせ先 総務部教材センター 03-4306-1110

情報誌の内容の拡充

『かけはし』『技能実習生の友』のパワーアップを図ります。

『かけはし』では今号より、関心が高まっている外国人労働者の人権や多文化共生をテーマとした連載を開始いたします。また、実際に外国人材を受け入れている現場を取材し、他の受入れ企業・団体の皆様の参考となる好事例を集めて発信してまいります。

『かけはし』『技能実習生の友』ともに、より一層読者の皆様のお役に立てるよう、充実した内容にすべく努めてまいります。

■お問い合わせ先 総務部広報室 03-4306-1166

JITCOでは、皆様からのご意見・ご要望をもとに、さらなるサービスの拡充を目指しています。
お気づきの点がございましたら、当ホームページのお問い合わせフォームからお寄せください。
(<https://jitco-seminar.smktg.jp/public/application/add/158>)



外国人とともに備える 災害対応

近年は地球温暖化の影響で大雨による被害が多発しており、日本では地震の頻度も増えています。災害時には言葉や文化、習慣の違いがある外国人への配慮が求められます。また高齢化が進む地域では外国人技能実習生（以下、実習生）は貴重な若い住民でもあり、災害時に支援の担い手として活躍することも期待されています。本稿では、災害の種類ごとに外国人が直面する課題を整理しつつ、担い手としての期待にも視野を広げ、受け入れ先や地域で求められる取り組みを整理します。



地震への備えについて

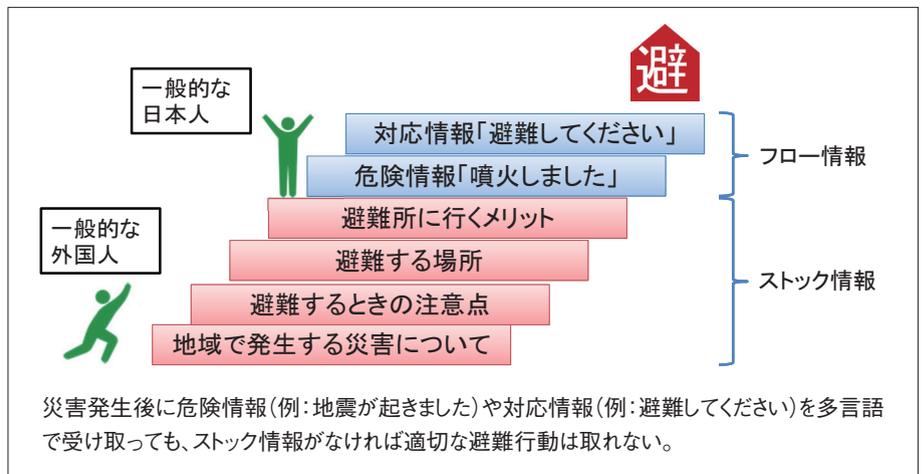
日本では子どもの頃から「グラっときたら机の下へ」という防災教育や訓練を、学校や地域で何度も受けて育ちます。また実際に発生した地震のニュースを目にし、地震が起きればどんな被害を受けるのか、避難所はどんな様子なのかといった「ストック情報」が蓄積されていきます。一方で、地震がほとんど発生しない国ではそうした訓練の経験がなく、避難行動についての知識を持つ人は少ないのです。（図1）

たとえば、ベトナムでは地震はほとんど起きません。ベトナム語に翻訳して「地震が起きました。避難してください」と伝えても、適切な行動を取ることができません。地震の規模を示す「マグニチュード」は世界共通ですが、0から5弱、5強、6弱、6強、7までの10段階で揺れの強さを表す「震度」は日本でしか使っていません。「震度6弱」といわれて、「強い地震だな」と思うのは、震度7が最大ということを知っている人だけです。「緊急地震速報」も日本固有のしくみです。防災無線やテレビ、携帯電話を経由してアラームが鳴り響いても、意味を知らなければ何に警戒してどんな行動を取ればよいのかわかりません。

こうした地震に関する基礎知識や発

生時の情報提供のしくみについて外国人が学習する機会を設けたり、職場や自宅での家具や備品の転倒防止、ガラスの飛散防止といったリスクを回避したりすることや、食料や水の備蓄といった具体的な対策を急ぎましょう。また、職場で地震が発生した場合にどのような行動を取ればよいのか、自宅にいるときに地震が起きた場合はどこに避難すればよいのか、通勤途中で地震が起きた場合は帰宅するのか職場へ向かうのか、いつ誰にどのように連絡を取ればよいのか、といった「防災直後の行動マニュアル」を丁寧に整備しておくことも重要です。

図1 「ストック情報」と「フロー情報」の違い

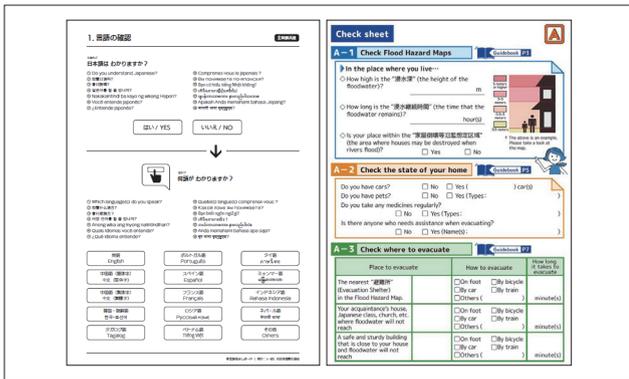


（田村作成）

アプリやツールの活用

過去の災害での経験を活かし、多言語での災害情報の提供や避難所の表示シートなどの開発が進んでいます。自治体国際化協会では、外国人に対する円滑な情報提供を支援することを目的として、自治体等が使用するための「災害時多言語情報作成ツール」を作成し、ウェブサイト*1で無料で提供しています。また、避難所の受付等で使用するための多言語の「指さしボード」や外国人向けの「防災行動計画(マイ・タイムライン)検討ツール」も新たに作成し、訓練などでの使用を促しています。(図3)

図3 避難所の受付等で使用するための「多言語指さしボード」と外国人向け「マイタイムライン検討ツール」のサンプル



(自治体国際化協会のウェブサイトより)

訓練への参加で「顔の見える関係」を

日本ではおおむね全国どの地域でも、自治会など地縁組織が主催する避難や避難所運営のための訓練が、年に1回程度実施されています。外国人もこうした訓練に参加することで、災害や避難に関する知識を身に付けることができます。図5は島根県雲南市で実習生が参加した訓練の様子です。市役所の防災担当部署の人にも工場や寮を訪問してもらい、安全点検をしたあとに避難の際に気を付ける場所を歩きながら危険な箇所を学んだそうです。また、地域で開催された避難所運営訓練にも実習生が参加し、避難所でのルールや緊急時の対応について意見交換を行っています。

こうした訓練や学習の機会を通して、外国人側には災害や避難に対する知識が増えることが期待されますし、日本人住民の側にも外国人とともに訓練を行うことで地域に外国人が暮らしていることや人となりを知ってもらう機会になります。災害発生前から互いに知識や経験、コミュニケーションの「ストック情報」を増やしておくことが、外国人の災害発生後のスムーズな避難だけでなく、日常の地域住民と実習生との「顔の見える関係」の構築にもつながります。

全国的に実習生の受け入れが進む中、若い人は外国人しかいな

自動翻訳の精度もかなり高くなってきました。総務省が所管する「国立研究開発法人情報通信研究機構」が開発したスマホ向け多言語音声アプリ「Voice Tra(ボイストラ)*2」は、31言語に対応する無料のアプリ(図4)で、この技術を活用した民間のサービスも多数開発されています。コロナ禍で対面での通訳が難しくなったこともあり、タブレット端末を利用した遠隔での通訳サービスを導入する公共施設も増えました。大規模な災害でもおおむね3日ほどすれば、通信会社が避難所で携帯やインターネットがつかがるよう設備を手配することが多くなり、災害時もアプリやリモートサービスの利用を見込んだ支援を検討できる状況となっています。こうしたアプリやサービスを普段から利用しておき、翻訳しやすい文章で話したり、マイクやスピーカーの設定を確認したりすることで要領を得ておけば、災害時にもスムーズに活用できます。

*1 <http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/tool.html>



*2 <https://voicetra.nict.go.jp/index.html>



図4 31言語に対応する無料アプリ Voice Tra



い、というような地域も珍しくない状況です。言葉や文化の違いでは外国人は「支援される側」ではありますが、災害に関する知識や情報を身に付け、訓練を通して避難所の設置や運営の方法も習得してくれば、災害時に「支援の担い手」として活躍することも期待できます。災害時に限らず、清掃や祭事などで地域の担い手として実習生が活躍してくれば、実習生も受け入れ事業所も地域から信用される存在となります。

災害への備えをきっかけにして、外国人とともに持続可能な地域と職場作りに臨んでいただければと願っています。

図5 歩きながら避難経路にある危険な場所を学ぶ実習生(左)と避難所運営訓練(右)の様子



(島根県雲南市掛合自治振興会提供)

一般財団法人
ダイバーシティ研究所
代表理事
田村 太郎(たむら・たろう)

阪神大震災で被災した外国人への支援を機に「多文化共生センター」の立ち上げに参画。自治体国際化協会参事などを経て、2007年に「ダイバーシティ研究所」を設立。企業におけるダイバーシティ戦略や自治体による多様性配慮のための施策づくり、多文化共生の推進に長年携わっている。現職の他、復興庁・復興推進参与、神戸まちづくり研究所副理事長なども務める。共著に『企業と震災— 結び目が生んだ25のストーリー —』(日本財団編・木楽舎)などがある。

外国人材の身を守るためには 「わかりやすい日本語」を!

1995年の阪神・淡路大震災の際に日本に在留する外国人に必要な情報が届かなかった経験から、防災情報を伝える手段として「やさしい日本語」が考案されました。ひらがなで書かれた「やさしい」には簡単でわかりやすい「易しい」、相手に対して「優しい」という二つの意味があります。JITCOでは「やさしい日本語」と考え方は同じですが、災害時だけでなく、日頃から日常生活や職場でのコミュニケーションを円滑に行う方法として「わかりやすい日本語」で話すコツについてご紹介しています。特に災害時や緊急時は、外国人材に必要な情報を伝え、行動できるように備えることが大切です。相手の日本語の理解力に合わせて、日本人側が言葉を選び、工夫して伝えましょう。

入国後講習などで自然災害に関する日本語について指導を行いましょう。

地域でよく発生する「地震(じしん)」「津波(つなみ)」「台風(たいふう)」「土砂崩れ(どしゃくずれ)」などの日本語を聞いて理解できるようにしておきましょう。「わかりやすい日本語」とイラストや写真、動画などで「見える化」すると、理解しやすいです。

例「大きい地震のとき、建物が壊れます。海の近くは、津波がきます。火事になることもあります」



例「台風(たいふう)のとき、たくさん雨がふります。川の水が増えます。山が崩れることもあります」



避難訓練では「わかりやすい日本語」で指導を行い、実際に動いてみましょう。

「わかりやすい日本語」の指示を聞いて実際に動く練習をしておく、緊急事態に備えることができます。ただし、緊急時には「ドアを開けろ」「逃げろ」などの命令形、「外に出るな」「海の近くに行くな」などの禁止形の日本語も聞いてわかるようにしておかなければなりません。

例「地震のとき、上から物が落ちできます。危ないので、机の下に入ります」



例「ドアを開けて、出口を作ります。ストーブやガスの火を消します」



日本人従業員と外国人材は情報共有し、社員全員でシミュレーションしておくことで安心です。

例「避難所(にげるところ)は〇〇小学校です」
地図で避難所への行き方を確認、歩いてみましょう。

例「地震のとき、〇〇さんにLINEで連絡してください」
部署ごとに技能実習生が何人いるか、安否確認の手段、方法、予行練習をしておきましょう。

例「台風のニュースを聞きましょう」
NEWS WEB EASY(やさしい日本語)、NHK-WORLD-JAPAN(多言語)を聞いてみましょう。

例「アプリを登録しましょう」
OTITの技能実習生手帳アプリを登録すると、災害情報(母語訳)と警報が通知されます。観光庁の災害情報提供アプリSafety tipsなども多言語に対応しています。

防災学習には、外国人向けの資料を有効活用しましょう。

国、自治体、民間企業などが防災マニュアルを作成しています。外国人向けの多言語翻訳版に加え、やさしい日本語版も増えていますので、活用されることをおすすめします。

JITCO日本語教材ひろば(登録無料)の中にも、防災について学ぶ教材がありますので、入国後講習や防災学習にご利用ください。

- 技能実習生の日本語「みどり」
<https://hiroba.jitco.or.jp/>
- 「わかりやすい日本語」話し方セミナー
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/12169/>

夏、レジャーの事故はこう防ぐ!

40年以上にわたって、北海道で留学生や外国人のホームステイや自然体験を実施してきた経験から、災害に対して注意すべき点、また、農業、漁業、林業などのフィールドでレジャーを楽しむ際の注意点、そして、海や川、森や山でレジャーをする場合のルールなどを示し、特に外国人に対する配慮について説明します。

自然の中で過ごすうえで考えたいのは、まず災害について基本的な認識を持っていただきたいということです。内閣府政策統括官(防災担当)による防災情報ページによると、「我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっている。世界全体に占める日本の災害発生割合は、マグニチュード6以上の地震回数20.5%、活火山数7.0%、死者数0.3%、災害被害額11.9%など、世界の0.25%の国土面積に比して、非常に高くなっている」*1とされており、いかに日本が災害の多い国かということです。

災害をイメージできない外国人も

当団体でも毎年十数回以上、災害についてのワークショップを行い、日本人はもちろん、外国人に対しても災害について説明をしていますが、そもそも災害の少ない国から来た人たちにとって、津波や洪水、山崩れなどのイメージが全くできないのが現状です。都会で暮らす人たちや、外国人にとって災害とは何なのか、そして自然の中で災害に遭った場合

にどうすべきかという心構えを持っている必要があります。

次に考えておきたいのが、北海道を代表する農業に関わるレジャーの中で気を付ける点です。当団体でも、留学生を受け入れて、農業を一緒にやる機会が多かったのですが、一つはトラクターなどの機械に対する配慮です。大型機械は熟練の農家さんでも、横転したり、接触で大きな事故になることもあります。そういう意味でも、普段、農家の方々が働くフィールドでは、細かい気配りが必要になります。また、農家では水はけをよくするために、畑のあちこちに切り込みを入れて溝を掘っていることもあり、足元にも細心の注意を払う必要があります。

本当に理解しているか確認が必要

農業に関わる受入れについては、「北海道協同組合通信社・ニューカントリー編集部」が発行する『農業体験受け入れQ&A集』*2にまとめられています。その中で、「子どもや大人、外国人など対象別の受入れのポイントは?」として紹介されています。まず、園児や年少者に対しては、怪我なくやれるように配慮し、刃物や火の取り扱いに注意することを挙げています。また、大人の場合は、農業だけではなく、ファームステイなどの民泊を希望する場合も多く、飲酒や喫煙によるトラブルもあるため、最初にきちんと生活のルールを説明する必要があります。そして、外国人を受け入れる場合は、言葉がきちんと伝わっていて、理解しているかということが重要になります。わかったといわれても肝心なところを理解していなくて、重大な事故につながる場合もあります。通訳を活用したり、わかりやすいフリップなどを使うのもおすすめです。

農業の事例は、漁業や林業にも通じるものであり、その道のプロが実際に働いている場所に参加するわけですから、「土足で人の生活に入らない。生産者の活動場所に入れさせてもらっている」という謙虚な気持ちが大切になります。漁業であれば、水難に直結するのでライフジャケットの着用



や、船のバランスを崩すような急な立ち上がり、移動は控えるなどの注意が必要になります。また、森林作業では、毒蛇やスズメバチ、あるいは熊なども遭遇する場合がありますので、それぞれに対応するスプレーを利用したり、熊よけの鈴を鳴らすなどの対策も必要です。また、いずれの場合も、地震や雷、洪水などの災害発生により、都会の建物にいる時以上に、想定外の被害に遭う可能性があることも考えておかななくてはなりません。

アウトドアレジャーではここに気をつけよう!

最近ブームになっているアウトドア系のレジャーについても、それぞれのフィールドでの注意が必要になります。わかりやすく説明しているのが、「NPO法人自然体験活動推進協議会：CONE」が発行している自然体験活動指導者向けの『安全管理ハンドブック』※3です。その中ではフィールド別の安全管理について書いています。

まず、海や川については、黒潮や親潮などの海流から始まり、強い流れのある河口には近づかないこと、上流で雨にあった場合は一気に増水する危険性について書かれています。災害でもいわれている言葉ではありますが、「自分の身は自分で守る」ということが必要です。山の事故における死亡率〈6人に1人〉に対して、水の事故では〈2人に1人〉という統計があるといえます。また、独立行政法人水資源機構によると、放水サイレンが鳴ったら、すぐに川から逃げることでとされており、事前にレジャー参加者には伝える必要があります。

一方、森や山についても気を付ける点について書かれています。前述の動物に気を付ける点に加えて、森では木々に覆われていることから見通しが利かないこと、足元が不安定であり、落石や落枝に気を付けること、さらに服装については肌を覆うような服装であることなど示されています。

夏のレジャーは、開放的な気持ちから、冒険したくなることが多いと思いますが、アウトドア指導者や現地の方々の説明をよく聞いて、ルールを守ることが大切です。また、災害の少ない国から来た人たちには想定外の事故につながる可能性もあるので、日本のそれぞれの場所のルールを必ず守るようにすることを徹底しなくてはなりません。夏のレジャーを楽しく過ごすためにも、誰もが理解できるルールを説明し、それを実行してもらうことが重要になってくるのです。

一般財団法人北海道国際交流センター(HIF)専務理事/
事務局長

池田 誠(いけだ・まこと)

小樽商科大学卒業後JTBにて11年間勤務したのち、1年間ニュージーランドでグリーンツーリズムや、パーマカルチャー、バイオダイナミックなどを学ぶ。帰国後、共働学舎新得農場にて有機農業、ナチュラルチーズ作りなどを担当し、自給自足の共同生活をする。2001年5月より現職。また、外務省NGO相談員、DIGネットワーク函館事務局長、大沼ラムサール協議会会長など多数。



(※1)内閣府政策統括官(防災担当)防災情報ページ <https://www.bousai.go.jp/>

(※2)『農業体験受け入れQ&A集』(北海道協同組合通信社・ニューカントリー編集部)

(※3)『安全管理ハンドブック』(NPO法人自然体験活動推進協議会:CONE)

全国初！特定技能2号が誕生

2022年4月、「特定技能2号」の在留資格取得者が初めて誕生しました。建設会社のコンクリートポンプ株式会社(岐阜県各務原市、伏屋勝社長)で働く中国籍の翁飛(ウォン・フェイ)さん(35歳)。特定技能2号の認定を受けるためには、難関とされる技能検定1級への合格をはじめとする様々な資格が必要ですが、その一つひとつを翁さんは「日本人を上回る優秀さと真面目さで、いち早くクリアしていった」(加納岳人副社長)。翁さんが認定第1号になった背景には、こうした本人の才能と努力もありますが、会社と登録支援機関であるエコ・プロジェクト協同組合(岐阜市、小田切昇代表理事)の手厚い支援によるところも大きいようです。翁さんは「家族も(日本に)呼べる。すごくうれしい」と笑顔で話してくれました。



作業中の翁さん

翁さんが取得したのは、在留資格「特定技能」で、1号よりもさらに熟練した技能が求められる2号。現場の監督者としての実務経験なども必要となります。現在は「建設」と「造船・船用工業」の2分野に限定されていますが、この認定を受けると、1号では通算5年だった在留期間が上限なく更新できるほか、家族を日本に呼び寄せることも可能になります。

現場では安全教育、生活では地域と交流

コンクリートポンプ株式会社は1968年の創立。従業員は現在27人、うち外国人が11人です。内訳は中国人が4人、インドネシア人が7人。すでに15年近く技能実習制度を利用し、これまでに中国人だけで30人を受け入れてきたそうです。「建設関連の作業に従事するためには各種の資格



加納副社長

が必要なので、これを早く取らせるようにしています。現場に行くけど危険な作業も多いので、特に安全教育は大切にしています」と、加納副社長は話します。

また、日本での生活に馴染んでもらうための努力も欠かせません。「寮がある町内会の行事には積極的に参加し、ごみ出しや清掃の当番なども担当します。こうした活動を続けるうちに、最初は外国人が周辺に住むことに戸惑いがあった地域の人たちとの交流も生まれ、今は溶け込んでいます」。

建設就労者第1号から特定技能2号第1号へ

翁さんについて加納副社長は「最初に日本に来た時は日本語が少しわかる程度だったが、仕事も日本語も覚えが群を抜いて早かった」と評します。翁さんは2013年に3年間の技能実習を終えて帰国しましたが、加納副社長は「建設就労者」の制度が創設されることを知った時、「真っ先に思い

コンクリートポンプ株式会社

1968年7月に設立され、東海三県、福井県、滋賀県において、土木、建築の大型物件を中心に生コンクリート圧送工事請負事業を行っています。同社の役職員には、CCUSシステムのゴールド判定者、圧送基幹技能者、コンクリート圧送技能者1級、コンクリート技士、事業内検査者(非破壊検査、UTレベル1)等多数の有資格者が在籍し、長距離・高所、高強度生コンクリート圧送にも対応する等、幅広く事業を展開しています。

エコ・プロジェクト協同組合

環境人材の育成や環境経営への転換に取り組む重要性の高まりを受け、2005年3月に組合を設立しました。水に関する共同研究や販売事業の他、外国人技能実習生・建設就労者の受入れ事業、特定技能外国人の支援事業を実施、組合員企業121社及び組合職員28人と共に地域経済の発展を願い活動しています。組合員の業種は建設業から製造業まで多岐にわたっていることから、技能実習制度による計画策定の実務経験が豊富なことが当組合の強みとなっています。

浮かんだのが翁さんの顔。早速、どうしたら呼び戻せるかを組合に相談しました」と振り返ります。その結果として、翁さんは建設就労者としても第1号となりました。

新しい在留資格である特定技能に関しても同じ考え方でした。「コンクリート圧送の仕事は肌に合っているので続けた」という翁さんの思いに会社側のニーズが合致、3年ほど前から「建設キャリアアップシステム レベル3(シルバー)」の判定取得など、2号取得に向けての準備を進めてきました。

監理団体の指導も「2号取得」の助けに

「認定第1号になることができたのは、特定技能制度を研究し、条件が整うよう支援や助言を続けてきた成果だと思えます」。技能実習制度における、同社の監理団体でもあるエコプロジェクト協同組合の澤村美喜副理事長は話します。同組合では外国人材を受け入れる企業に対して、制度の適

正な利用を促すための指導を続けていますが、「コスト削減と相反する部分は理解していただけないことも多い」という中で、「同社は外国人社員の育成に力を注がれ、組合の方針に賛同してくれた」といいます。一方、「この資格を取りたいけど、具体的にどうしたらいい



澤村副理事長



エコプロジェクト協同組合で行っている講習風景

のか、といった疑問に対し、制度の詳細を熟知している組合は的確なアドバイスで答えてくれました。組合の協力がなかったら、申請が通ることはなかったでしょう」と、コンクリートポンプ株式会社の加納副社長は断言します。

「組合はこれまで、外国人材が活躍できる多くの制度に携わりましたが、制度の開始時は常に概要や基準が不明確なことが多く、組合のスタッフと共に粘り強く研究してきた経緯があります」と澤村副理事長。「企業さんには、厳しいけれど安心して企業経営に集中していただけるよう、ポイントを押さえた指導を行っています」。

そこには組合と企業、それに外国人材の3者間に全幅の信頼関係があることがうかがえます。それが“初めての特定技能2号”という結実をもたらしたのでしょう。



翁飛さんに聞く

—ご出身は？

「上海から車で3時間くらいの江蘇省常州市です。初めて日本に来るまでも、建設関係の仕事をしていました」

—最初に技能実習で来日したきっかけは？

「日本はきれいな国だと聞いていましたし、働いてお金を稼ぎたいと思いました。23歳の時でした」

—日本に来てからの印象は？

「道が整備されていて、車が多いと思いました。最初は日本語がわからずに大変でしたが、毎日、日本人の方と一緒に仕事をする中で、少しずつ、覚えていきました。日本での暮らしで苦労したことはありません。仕事でも苦労はありませんでした。この仕事は様々な現場でたくさんの人と関わって仕事ができるし、コンクリートで新しいものを作っていくのが好きです。加納副社長をはじめとする会社の皆さんは、何でも相談にのってくれます。とても感謝しています」

—色々な資格を取ろうと思ったのはどうしてですか？

「日本でずっと仕事をしていくためには、長く働けるビザを取得しなければなりません。そのために必要だったからです。家族(妻と中学2年生の息子)と一緒に日本で暮らしたいと強く思っていました。技能検定1級を受検した時は、加納副社長が仕事のあとや週末に教えてくれて、一緒に勉強しました」

—特定技能2号を第1号で取得した気持ちは？

「とてもうれしい。これで家族も呼べる、と思いました」

—これからの目標は？

「家族を呼んで、家や車を買って……。仲間と気楽に付き合える日本が大好きなので、ここでずっと生活していきたいです」



翁飛(ウォン・フェイ)

1986年9月25日生まれ。2010年11月に技能実習生として初来日。技能実習期間を終えて帰国したのちに、2015年に建設就労第1号として再来日。その後、二度の優秀外国人建設就労者表彰を受賞し、2022年4月には全国初、特定技能2号を取得。趣味はカラオケ、ビリヤード。

今、気を付けたい！ 季節の病気

日本には四季があり、季節によってなりやすい病気も変わります。今回のテーマは「食あたり」。職場の技能実習生や特定技能外国人など、日本の生活に不慣れな方々にもぜひ気を付けてもらいましょう。



岩手大学農学部
共同獣医学科獣医公衆衛生学教授
寺嶋 淳(てらしま・じゅん)

1983年3月北海道大学獣医学部卒業。獣医学博士号取得後、米国Syntex Research post-doctoral fellowを経て、1991年7月に元国立予防衛生研究所細菌部に入所。2002年9月より国立感染症研究所細菌第一部室長。2013年7月より国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部部长。2017年10月より国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科教授。腸管感染症起因菌、特に赤痢菌や腸管出血性大腸菌などの病原性及び分子疫学に関する研究に従事。



気温の上昇とともに気を付けなければならないのが、食品によって起こる病気、いわゆる食あたり(=食中毒)です。食あたりの原因となるばい菌(食中毒菌)は、動物やヒトの体温に近い温度でよく増えるので、気温が高くなる夏場に向けて注意が必要です。ここでは、食中毒菌による食あたり予防のアドバイスを記すことにします。

食あたりってどんなこと？

動物は食中毒菌を腸管内に保菌していることが多々あります。したがって、非常に注意深く解体作業が行われているとはいえ、食肉の製造過程ではこれらの食中毒菌による汚染をゼロにすることは難しく、食肉には食中毒菌をはじめとした種々の菌が付着していることになります。

食あたりにはどんなものがある？

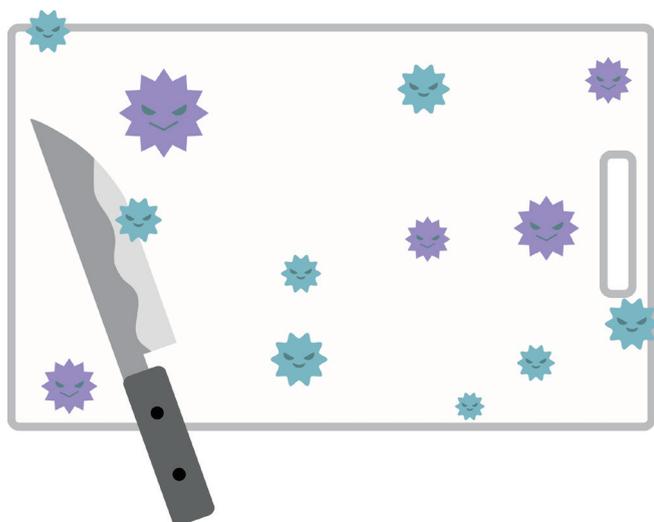
代表的な食中毒菌の一つである、腸管出血性大腸菌(O157など)は、牛の腸管に生息し、解体時に肉を汚染する可能性があります。菌が出す毒素により腎臓の機能が落ちる溶血性尿毒症症候群や脳症など合併症を引き起こすこともあり、感染症法上、コレラや赤痢と同じ位置付けです。鶏肉ではカンピロバクターによる食あたりが多いです。この菌は、鶏などの腸管に生息し、やはり解体時に肉を汚染し、病原性はさほど強くありませんが、鶏肉のカンピロバクターによる汚染率は極めて高

くなっています。下痢や腹痛、嘔吐、発熱が典型的な症状で、まれに手足のまひが起こるギラン・バレー症候群を発症することがあります。海産物（特にお刺身など）では、かつて多かった腸炎ビブリオによる食あたりが減少し、アニサキスや粘液胞子虫クドア（ヒラメに寄生するクドア属の寄生虫の一種）などの寄生虫によるものが非常に増えています。アニサキスは、アジ、サバ、サンマ、カツオなどに寄生しており、胃壁に潜入し激しい腹痛を起こします（急性胃アニサキス症）。クドアによる食あたりでは一過性の嘔吐や下痢を呈し、軽症で終わる症状が特徴です。

予防するには？

予防で大切なのは、まず加熱で菌を死滅させることです。肉の通常、筋肉の中には細菌はいませんが、ミンチや成型された肉の中には菌が入り込むので、中心部まで火を通すことです。焼き鳥などの冷凍肉は、完全に解凍してから焼くことです。

次に、菌を他の食品に移さないことです。そのため、調理の際は、肉用と野菜用のまな板、包丁は別々にし、野菜、肉の順に調理して、肉から生で食べる野菜への菌の汚染を防ぐことです。生肉を扱うトンゴや箸は専用のものを使い、野菜用や自分の箸と使い分けます。ふきん代わりに、使い捨てペーパータオルやウェットティッシュ



ユを活用するのもよいでしょう。

さらには、菌を増やさないことです。加熱不十分な食品中で生き残った食中毒菌は、時間の経過とともに増えますので、菌が増えやすい温度にならないように食品を低温に保つことが大切です。特に生で食べる、お刺身やサラダなどは、低温保持がとても大切です。一方で、大鍋で作ったカレーやシチューは、要注意です。中まで火が通りにくく、死滅しなかったウエルシュ菌が増えます。加熱後も耐熱性芽胞という形で生き残るため、作ったらすぐに食べ、長時間放置しないことです。残った場合は、食後に再加熱し、その後は冷蔵状態で保存するようにしましょう。その他、残りご飯でおにぎりを作る際は、手の傷口からのブドウ球菌による汚染に気を付けましょう。人の手を介して、菌が人や食品に移るのを防ぐには、手洗いの励行が効果的です。



■新たな水際対策措置（一部の国・地域からの入国者に対する入国時検査の免除等）

2022年6月1日以降の水際措置について、入国時検査と入国後の待機期間が変更になりました。国・地域を「赤」「黄」「青」の三つに区分し、すべての国・地域からの入国者について出国前検査を維持しつつ、以下の措置を実施することになりました。

「赤」の国・地域（例：パキスタン）

入国時検査を実施したうえで、3日間の検疫施設待機とし、宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であればそれ以降の自宅等待機を求めない。ただし、ワクチン3回目接種者は、入国時検査を実施したうえで、3日間の自宅等待機とし、3日目検査で陰性が確認された場合、それ以降の自宅等待機を求めない（検査を受けない場合は7日間の自宅等待機となる）。

「黄」の国・地域（例：インド、スリランカ、ネパール、ブータン、ベトナム、ペルー、ウズベキスタン）

入国時検査を実施したうえで、3日間の自宅等待機後、3日目検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機を求めない（検査を受けない場合は7日間の自宅等待機となる）。ただし、ワクチン3回目接種者は、入国時検査を実施せず、自宅等待機を求めない。

「青」の国・地域（例：インドネシア、カンボジア、タイ、中国、バングラデシュ、フィリピン、ミャンマー、モンゴル、ラオス）

ワクチン3回目接種の有無によらず、入国時検査を実施せず、自宅等待機を求めない（入国後から公共交通機関の使用も可能）。

	有効なワクチン接種証明書の有無	入国時検査	入国後の待機期間
赤	無	実施	「3日間検疫施設待機（+施設検査陰性）」
	有		「3日間自宅等待機+自主検査陰性」（検査を受けない場合は7日間待機）」
黄	無	無	「待機無し」
	有		
青	無	無	「待機無し」
	有		

※内容は5月26日時点。随時更新・変更されますので、最新情報はJITCOホームページや各省庁の案内をご確認ください。

JITCOの活動

■フィリピン人材セミナーの開催

2022年4月26日、JITCOは大阪にてフィリピン人材セミナーを開催しました（共催：フィリピン送出機関連合体、後援：POLO／フィリピン海外労働事務所大阪）。



フィリピン人材セミナーの様子

当日は、会場に約110名程度（日本側参加者：約80名、フィリピン側関係者：約30名）が参加し、JITCOからは、日本の労働市場と外国人材のニーズについて講演を行いました。また、来日したフィリピン労働雇用大臣からは、フィリピンにおける新省〈海外労働者省（仮訳）〉の概要について説明があり、出入国在留管理庁審議官からは、出入国管理行政の課題と現状について説明がありました。



セミナーにて講演するフィリピン労働雇用大臣

■お問い合わせ先

国際部 03-4306-1151

JITCO News

～JITCOの活動をピックアップしてご紹介～

フィリピン送出機関連合体との協力覚書に署名

■ 賛助会員の皆様への送出関連サービス向上のため、送出機関連合体と協力覚書を締結しました。

2022年4月26日、JITCOは大阪府立国際会議場にて「JITCOフィリピン人材セミナー」を開催し、その中でフィリピン送出機関連合体3団体と技能実習及び特定技能に関する協力覚書(MOU/Memorandum of Cooperation)に署名しました。

フィリピンでは約270社前後の送出機関が認定されていますが、連合体とは、適正な送り出しの推進や送り出しに関する情報共有、フィリピン人労働者の保護の促進などを目的に、送出機関が加盟している民間団体です。この度JITCOは、このフィリピン送出機関連合体の主な3団体(APLATIP、JEPPCA及びPRAJEC)

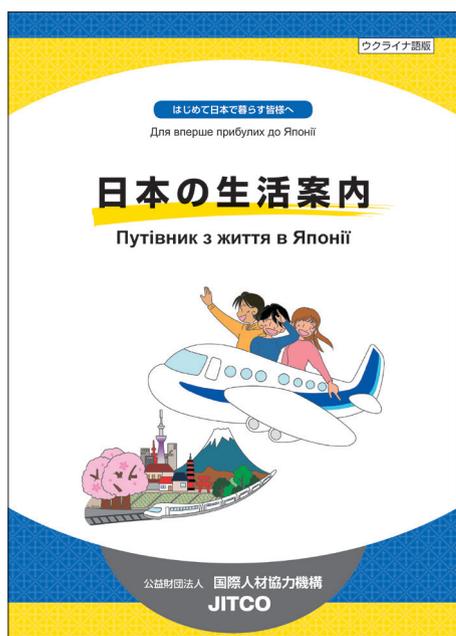
と、フィリピンの送出制度及び送出機関にかかる情報交換や日本の受入側とのオンラインマッチングの実施等への協力に向けて、覚書を締結しました。今後、JITCOによる賛助会員の皆様への送出情報の提供やイベント開催に役立てていきます。



■ お問い合わせ先 国際部 03-4306-1151

ウクライナからの入国者のため、「日本の生活案内(ウクライナ語版)」を寄贈

■ 日本での生活にいち早く慣れていただけるように、ウクライナ大使館および入国者の受入れを表明している地方自治体や団体等へ、JITCO教材「日本の生活案内」を寄贈しました。



初めて日本に来る外国人の方へ、日本における住宅の利用の仕方や食事のエチケット、ゴミの出し方、ショッピング時の注意、一般的な交通ルールや自転車の正しい乗り方などの生活ルールをガイダンスするJITCOの教材「日本の生活案内」は、従来より技能実習生・特定技能外国人等の受入機関の皆様にご好評いただいています。この教材をウクライナからの入国者の皆様にも役立てていただくべく、この度JITCOは同教材のウクライナ語版を作成し、駐日ウクライナ大使館や入国者の受入れや支援を行っている地方自治体・民間団体等へ寄贈しました。なお、同教材のウクライナ語版とその他12言語版はJITCO教材オンラインショップにてお買い求めいただけます。

JITCO 教材オンラインショップ
<https://onlineshop.jitco.or.jp/>



■ お問い合わせ先 総務部広報室 03-4306-1166

企業活動と人権：技能実習生の人権保護・促進の観点から

—技能実習制度改正後の法令違反の傾向を踏まえて—

東海大学 教養学部 人間環境学科教授 万城目 正雄

1 はじめに

2022年4月1日に、「技能実習制度運用要領」(出入国在留管理庁・厚生労働省編)の一部が改正されました。本誌読者の皆様もご存知のとおり、今回の改正では、技能実習生に対する人権侵害行為に関する事項等が追記されています。ハラスメント、不当な差別、賃金の不足・未払いなど、企業活動で発生する人権問題が社会的にも注目されています。

「企業の社会的な責任」が問われる時代の中で、企業が法令・社会規範を遵守し、人権を保護することは、企業の価値・存続を左右する重要なテーマになっているといえるでしょう。

それでは、監理団体・実習実施者は、どのようなことに留意すればよいのでしょうか。本稿では、企業活動と人権をめぐる国際的な取り組みを踏まえ、技能実習制度改正後の法令違反の傾向を確認したいと思います。

2 企業活動と人権をめぐる国際的な取り組みと技能実習生の受入れ

<国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」>

グローバルビジネスで発生する深刻な人権問題に対して、国際社会はいかに取り組むべきか、国際的な議論と対策が積み重ねられる中で、国連は「ビジネスと人権に関する指導原則：保護、尊重及び救済の枠組みにかかる指導原則」を作成しました。2011年の国連人権理事会において全会一致で支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」は、企業活動における人権尊重に関する指針を示した重要な国際文書となっています。

この指導原則は、三つの柱から構成されている点の特徴です。その一つ目は、「人権を保護する国家の義務」、二つ目は、「人権を尊重する企業の責任」、そして、三つ目は、「救済へのアクセス」です。つまり、人権を保護する国家の義務が再確認されるとともに、企業には人権尊重責任があることが明記されているのです。

<国別行動計画>

この指導原則を普及・実施するために、各国には行動計画を作成することが推奨されました。2015年には、イギリスが世界で初めて国別行動計画を作成し、イギリス現代奴隷法が制定されました。それに続き、イタリア、オランダ、ノルウェー、アメリカ、フランスなどで国別行動計画が策定され、2019年にはタイがアジア諸国の中で最初の国別行動計画を策定しました。

日本では、2017年11月に日本経団連が「企業行動憲章」を改定し、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、グループ企業、サプライチェーン(商品・サービスの供給網)にも行動変革を促すように求めました。こうした状況を受けて、日本企業においても、人権方針の策定、社内の人権問題への取り組みが進められる

とともに、人権・環境に配慮した調達ガイドラインを策定し、自社内にとどまらず取引先にも、その遵守を求められるところが増加しています。実際に、筆者がヒアリングを行う中でも、外国人労働者(技能実習生や特定技能外国人を含む)の労働環境の整備や法令遵守が元請け企業などとの取引条件になっているという話を多く聞くようになっています。

このように、「人権デュー・ディリジェンス(人権DD)」(人権への負の影響を特定・防止・軽減し、どのように救済するかという継続的なプロセス)を通じて、人権侵害のリスクのある商品やサービスの取引・利用を規制することにより、人権侵害の根絶を目指す国際的な動きが進められていることを踏まえて、監理団体・実習実施者は、技能実習生の受入れを行うことが求められているといえるでしょう。

<日本の行動計画と技能実習制度>

ここからは、日本の行動計画と技能実習制度について確認してみましょう。日本政府は、2021年10月に『「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)』を策定しました。この行動計画では、上記の指導原則の三つの柱(①人権を保護する国家の義務 ②人権を尊重する企業の責任 ③救済へのアクセス)に沿って、六つの横断的事項(ア.労働(ディーセント・ワークの促進等)、イ.子どもの権利の保護・促進、ウ.新しい技術の発展に伴う人権、エ.消費者の権利・役割、オ.法の下での平等(障害者、女性、性的指向、性自認等)、カ.外国人材の受入れ・共生)が体系的に整理され、今後行っていく具体的な措置が明記されています。

技能実習制度については、ア.労働(ディーセント・ワークの促進等)の事項における行動計画の中で、今後行っていく具体的な措置が以下のように明記されています。

ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等)
(今後行っていく具体的な措置)
(ウ) 労働者の権利の保護・尊重(含む外国人労働者・外国人技能実習生等)
・技能実習制度においては、平成29年から施行した技能実習法に基づく新たな制度の下、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制の導入、技能実習生への人権侵害の禁止規定や人権侵害を行った監理団体等への罰則規定の整備、外国人技能実習機構による実地検査の実施や技能実習生からの母国語相談・申告窓口の設置、二国間取決め等による制度の適正化を、ジェンダーの視点も踏まえつつ、引き続き実施する。技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームが取りまとめた改善方策を引き続き着実に実施するほか、技能実習生の失踪防止に向けた新たな施策の実施に取り組む。【法務省、外務省、厚生労働省】

「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)より抜粋。

つまり国連の「ビジネスと人権」における日本の行動計画においても、監理団体・実習実施者が、技能実習法令および労働関係法令等を遵守し、技能実習生の権利を保護・尊重することが求められているのです。

3 労働関係法令違反の状況

それでは、ここからは労働関係法令の遵守状況について、労働基準監督機関による監督指導結果を確認してみましょう。技能実習は、2010年の改正入管法施行（在留資格「技能実習」の新設等）、2017年の技能実習法施行という大きな制度改革を経験してきました。これを踏まえ、2011～2020年の法令違反の傾向を整理し、監理団体・実習実施者が留意すべき事項を確認したいと思います。

<監督指導件数と法令違反の推移—違反率は減少傾向、さらなる改善が必要>

労働基準監督機関による監督指導実施事業所の数は年々増加しています。表1を見ると、その数は、2011～2020年にかけて、約3倍へと増加していることがわかります。労働基準監督機関による実習実施者への重点的な監督指導が実施されているといえるでしょう。

この間に指摘された労働関係法令の違反率の推移を見ると、2011年には82.0%という高い割合が示されていましたが、その後、年々減少し、2017年の技能実習法施行後の前後からは約70%で推移していることがわかります。違反率の減少傾向が見られるものの、「ビジネスと人権」をめぐる国際的な動向を踏まえると、問題が指摘されている技能実習生の権利の保護・促進を図るために、労働関係法令の遵守については、さらなる状況の改善が求められているといえるでしょう。^{※1}

<違反内容とその推移—労働安全基準の違反割合が増加、労働時間・割増賃金の支払いにも留意が必要>

監理団体・実習実施者にとっては、違反件数や違反率の推移よりも、どのような法令違反が指摘されているのか、その内容と傾向を知り、留意事項を学ぶことの方が、より重要なことといえる

でしょう。

表2は、実習実施者における主な労働関係法令違反事項の割合とその推移をまとめたものです。この表を見ると、労働時間、使用する機械等の安全基準、割増賃金の支払いが違反率の高い項目となっていることがわかります。長時間労働、残業代不払い（サービス残業等）に加え、労働安全基準の問題に留意しながら技能実習生を受け入れる必要があるといえるでしょう。近年の傾向では、使用する機械の安全基準に関する違反の割合が増加する傾向が見受けられます。労働災害の防止、労働安全衛生については、特に留意が必要な事項となっているといえるでしょう。

表2 実習実施者における主な労働関係法令違反事項の割合とその推移

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
労働時間 【労働基準法第32条】	23.80%	26.20%	23.30%	21.50%	15.70%
使用する機械等の安全基準 【労働安全衛生法第20～25条】	19.30%	19.70%	22.80%	20.90%	24.30%
割増賃金の支払い 【労働基準法第37条】	13.60%	15.80%	14.80%	16.30%	15.50%

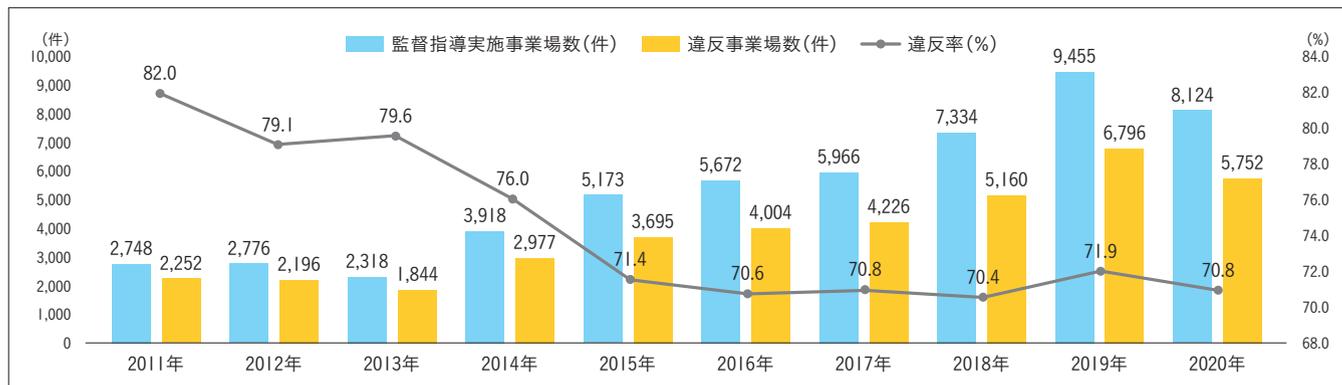
出典：厚生労働省「技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和2年）」発表資料より作成。

<送検件数（重大・悪質な事案）>

重大・悪質な労働関係法令違反が認められた事実については、労働基準監督機関による書類送検が行われています。

表3（16ページ）は、2011～2020年までの実習実施者の送検件数（重大・悪質な違反事案）・監督指導件数に占める割合の推移をまとめたものです。この表を見ると、監督指導件数が年々増加する中で、送検件数・監督指導件数に占める送検件数の割

表1 実習実施者（技能実習生が在籍している事業所）における労働関係法令違反（労働基準監督機関による監督指導結果）



(注) 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。

出典：厚生労働省「技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和2年）」発表資料より作成。

※1 厚生労働省発表資料「長時間労働が疑われる事業所に対する監督指導結果」によると、労働基準監督機関が実施した監督実施事業場における労働基準法等の違反率は、72.5%（2015～2020年の平均）となっています。労働関係法令の違反は、技能実習生を雇用する実習実施者の違反率のみが著しく高いとは必ずしもいえず、日本人・外国人を問わず改善が求められる日本の労働市場全体の問題であるという指摘も行われています。

表3 実習実施者の送検件数(重大・悪質な違反事案)・監督指導件数に占める割合の推移

	労働基準法・最低賃金法(件) (a)	労働安全衛生法違反(件) (b)	送検件数の合計(件) (c)=(a)+(b)	監督指導数(件) (d)	監督指導件数に占める割合(%) (e)=(c)/(d)
2011年	19	4	23	2,748	0.84%
2012年	10	5	15	2,776	0.54%
2013年	12	0	12	2,318	0.52%
2014年	21	5	26	3,918	0.66%
2015年	35	11	46	5,173	0.89%
2016年	39	1	40	5,672	0.71%
2017年	24	10	34	5,966	0.57%
2018年	14	5	19	7,334	0.26%
2019年	21	13	34	9,455	0.36%
2020年	27	5	32	8,124	0.39%

出典:厚生労働省「技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況(令和2年)」発表資料より作成。

合は、ともに2015年をピークに減少する方向で推移していることがわかります。

書類送検は、労働基準法・最低賃金法の違反により行われる事案が毎年20～30件程度で推移しています。同時に、2015年以降は、労働安全衛生法違反により書類送検となる事案が増加する傾向も見られます。前述のとおり、労働安全衛生に対する法令違反率が増加する傾向が見られますので、労働基準法・最低賃金法に加え、労働安全衛生法に関する指導と対策のさらなる必要性が高まっているといえるでしょう。

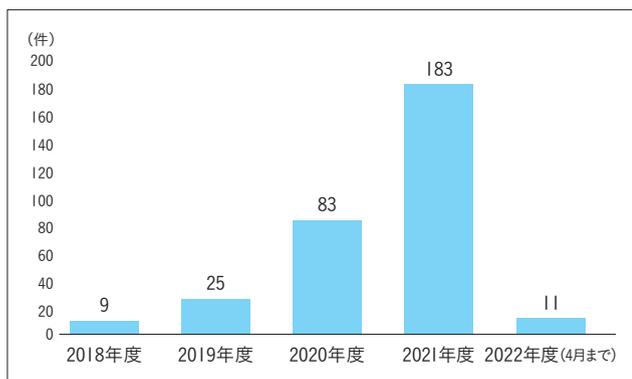
4 技能実習法令違反の状況

ここからは、技能実習法に基づく行政処分等の状況を整理し、監理団体・実習実施者として、特に留意すべき事項について確認したいと思います。

<実習実施者に対する行政処分>

実習実施者に対する行政処分の結果を整理した資料によると、2018～2022年度(4月まで)の間に311件の行政処分が行われ、特に2020年度以降から当局による行政処分が本格化していることがわかります。(表4)

表4 実習実施者に対する行政処分件数(311件)の推移

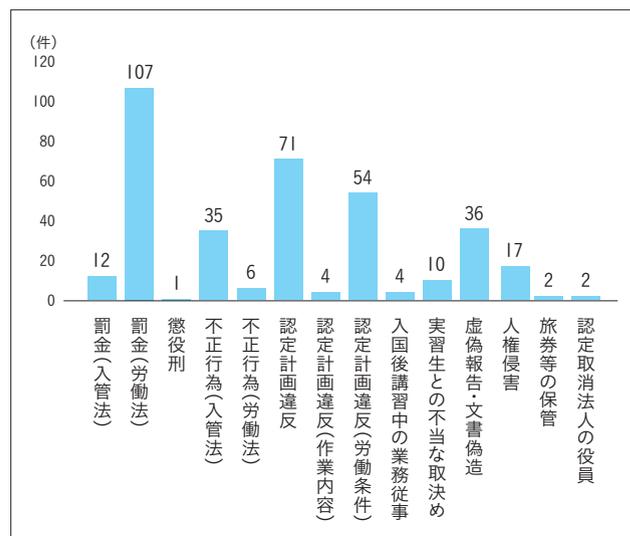


出典:法務省・厚生労働省:報道発表資料「技能実習法に基づく行政処分等を行いました」等の公表資料。*2

それでは、どのような事由により行政処分が行われているのでしょうか。実習実施者に対する行政処分手由をまとめた表5のとおり、「罰金刑(労働法)」が107件と最も多く、次いで「認定計画違

反」71件、「認定計画違反(労働条件)」54件、「虚偽報告・文書偽造」36件が続いています。

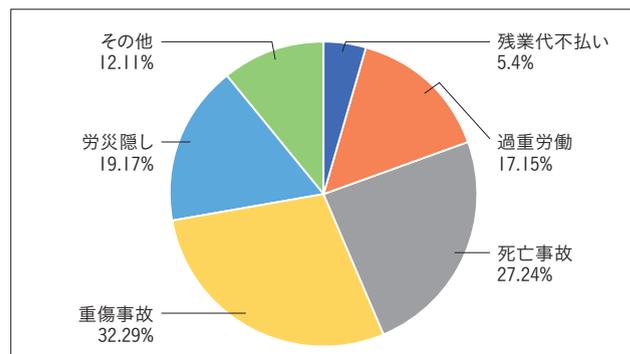
表5 実習実施者に対する行政処分手由(重複あり)



出典:法務省・厚生労働省:報道発表資料「技能実習法に基づく行政処分等を行いました」等の公表資料。*2

最後に、送検事由について確認してみましょう。表6が示すとおり、実習実施者に対する行政処分のうち、書類送検される事案は、重症事故、死亡事故、労災隠し、過重労働といった労働安全衛生に関する事由で、全体の85%を占めていることがわかります。

表6 実習実施者の書類送検事由(重複あり)

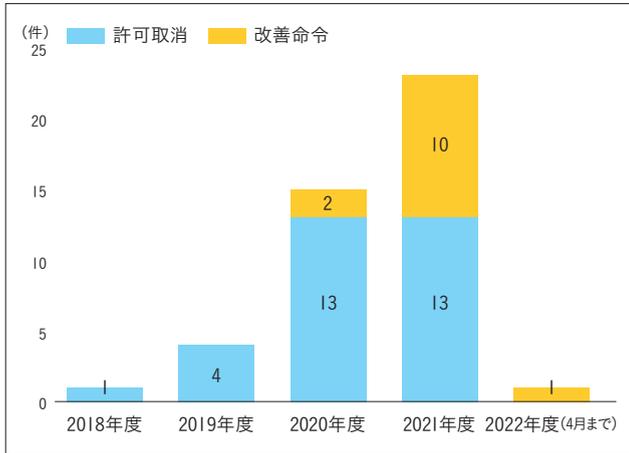


出典:法務省・厚生労働省:報道発表資料「技能実習法に基づく行政処分等を行いました」等の公表資料。*2

<監理団体に対する行政処分>

次に、監理団体の行政処分の状況について確認してみましょう。表7のとおり、2018～2022年度(4月まで)に、監理団体の許可取消31件、改善命令13件が行われています。実習実施者と同様に、2020年度以降、行政処分の件数が増加しています。

表7 監理団体に対する行政処分件数の推移



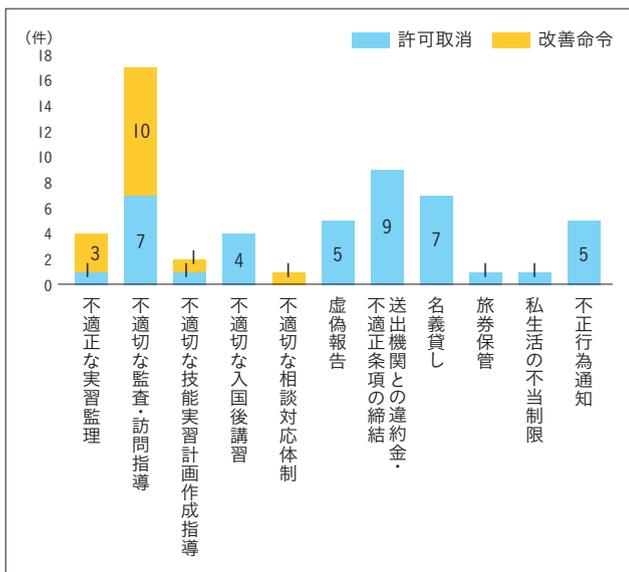
出典:法務省・厚生労働省:報道発表資料「技能実習法に基づく行政処分等を行いました」等の公表資料。*2

それでは、監理団体に対する行政処分は、どのような事由で行われているのでしょうか。

表8のとおり、監理団体の許可取消については、「送出機関との違約金や不適正条項の締結」「名義貸し」「不適切な監査・訪問指導」「虚偽報告」といった悪質な事由による処分が行われていることがわかります。

改善命令については、「不適切な監査・訪問指導」が最も多い事由となっています。監理団体は実習実施者に対して実習監理を行うことが必要となります。監査・訪問指導は実習監理の中でも重要な役割を担っていることを再認識しながら、監理団体の業務を推進することが求められているといえるでしょう。

表8 監理団体に対する行政処分事由



出典:法務省・厚生労働省:報道発表資料「技能実習法に基づく行政処分等を行いました」等の公表資料。*2

5 おわりに

本稿では、国連の「ビジネスと人権」に関する日本の行動計画において、監理団体・実習実施者が、技能実習法および労働関係法令等を遵守し、技能実習生の権利を保護・尊重することが求められていることを確認してきました。こうした状況を踏まえ、当局により指摘されている法令の違反、行政処分の項目と傾向を整理しました。

労働関係法令違反、技能実習法に基づく行政処分の状況を踏まえると、実習実施者は適正な労働時間の管理、割増賃金等の支払の問題はもとより、安全衛生法に基づく措置や労働災害の防止対策に関して、さらなる対策の必要性が高まっていることがわかりました。

監理団体については、不適正な監査・訪問指導に関して改善命令が行われているほか、送出機関との違約金や不適正条項の締結、名義貸し、虚偽報告等の行為に対して、許可取消処分が行われている状況を確認しました。監理団体が果たす役割の重要性を踏まえると、監理団体には、監査等の実習監理を行う体制の充実、役員・職員の実務能力の向上、組織としてのガバナンス能力・コンプライアンス(法令遵守)意識のさらなる向上が求められているといえるのではないのでしょうか。

なお本稿では、紙幅の関係もあり言及できませんでしたが、企業活動と技能実習生の人権をめぐっては、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置、技能実習生の救済アクセスの充実、外国人材の受入れ・共生・共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進なども重要なテーマとなっています。

本稿が技能実習生受入れ実務を担う皆様にとって、少しでも参考になれば、大変嬉しく思います。

*2 技能実習法に基づく行政処分結果については株式会社ワールディングより、資料作成・提供・協力をいただきました。

参考文献

ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省連絡会議「ビジネスと人権に関する行動計画」令和2年10月
 法務省人権擁護局・公益財団法人人権教育啓発推進センター「『ビジネスと人権に関する調査研究』報告書—今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応(概要版)」(令和2年度法務省委託) 令和3年3月



東海大学 教養学部人間環境学科教授
 万城目 正雄(まんじょうめ・まさお)

主な著書に『移民・外国人と日本社会』(共著、原書房、2016年)、『インタラクティブゼミナール新しい多文化社会論』(共編著、東海大学出版部、2020年)、『岐路に立つアジア経済—米中対立とコロナ禍への対応(シリーズ:検証・アジア経済)』(共著、文眞堂、2021年)などがある。政府、政府機関、公益法人の委員等を務め、メディアでも発言が取り上げられている。

技能実習生 の お国ぶり・暮らしぶり



私の国の一押し! 「麺料理」

暑くなると食べたくなるのが「麺料理」。日本にも蕎麦やうどん、ラーメンなどたくさんの種類の麺が存在しますが、アジアの他の国々ではどうでしょうか? その国その国の個性が光る、一押しの麺料理をご紹介します。



Vietnam (ベトナム)

ファム・ラン・アイン(元 JITCO 母国語相談スタッフ)

ベトナムでは米粉で作る麺=ブンが主流

ベトナム人は、日本人と同じように、麺類が好きです。違うのは、ベトナムの麺は小麦粉で作る麺ではなく、米粉で作るブン(ビーフン)という麺がほとんど、ということです。小麦粉で作る麺料理は、もともとは華僑の人たちがもたらしたものだ、といわれています。

ブンで作る料理は、沢山あります。地域によって味も材料も違いますが、夏にベトナム人にも外国人にも愛されるのは、ブンチャーでしょう。ブンはビーフン、チャーはグリルの豚肉のことです。オバマ前米大統領も訪越された時に召し上がられたことがあります。

ブンチャーという料理は、とてもシンプルです。豚肉をスライスしたバラ肉やひき肉、みじん切りにしたネギを塩・コショウで味付けし、串ざしや小さなハンバーグのようにして、木炭の上で焼いてから、ニョクナム(ヌクナムとも書く)や唐辛子やニンニクと砂糖、酢で作る「たれ」に、生のブンか柔らかく茹でたブンと一緒にに入れて、コリアンダーやミント、ベトナムのえごまの葉っぱ、色々なハーブと一緒に食べます。ヌクチャムが入った、ちょっぴり辛くて甘酸っぱい「たれ」は、蒸し暑い夏の疲れを吹き飛ばしてくれます!

小さい頃は戦争中だったので、ブンチャーの食べられる機会は、年に数えるほどしかありませんでした。その頃、家の近くに、屋台のブンチャー屋さんがありました。通りかかるとよい匂いの

する煙が広がって、白いブンに青や紫色のハーブの添えられている、きつね色のチャーが、それはそれは美味しそうで、光っているように見えました。とはいえ子どもでしたから、お金もないし、食べたことはありませんでした。たまに余裕があると、週末に家で母がブンチャーを作ってくれました。それは、私にとっては「大行事」でした。母は、朝早くからブンやお肉を買いに行きます。家にいる姉たちは、その間に木炭と焼き鉢を用意し、「たれ」を作っておきます。ニンニクがない、お砂糖が足りないなど、それは大騒ぎでした。そして、母と姉たちが作ったブンチャーの味は、格別でした。

結婚してしばらくしてからハノイで会った夫の知り合いの日本人の方は、「今度日本のブンをごちそうしましょう。いらっしやい」と誘ってくれました。それを聞いて、「わあー、日本にもブンチャーがあるんだ。心配いららないな」と思いました。ですが、その方の家に遊びに行った時に出されたのは、冷たい水で洗った素麺(そうめん)と麺つゆだけ。シンプルな味と麺つゆが、甘酸っぱいヌクチャムの味とは極端に違うのでびっくりしました。

来日してから、ブンチャーを食べる機会も作るチャンスもなかなか多くはありませんが、作ると夫も子どもも喜んで食べられます。夫は時々、「ベトナムにいた時代、フォーより美味しいと感じた料理が、このブンチャーだよ」とコメントしてくれます。最近久しぶりに、日本人の知り合いの方とベトナム料理店に行きました。ブンチャーを注文して一口食べると「懐かしいな」の一言でした。コロナ



ブンチャー / photo: ファム・チョウ

禍でもベトナムに頻繁に出張されるこの方が、ベトナムにいる時に必ず食べるのもこのブンチャーだそうです。本当に美味しかったのでしょ。



China [中国]

兎 国華(元JITCO 母国語相談スタッフ)

夏至になると、麺を食べる

中国では「冬至餃子夏至麺」という言い方があり、冬至に餃子を食べ、夏至に麺を食べる習わしです。夏至は24節気の内、10番目に当たり、今年は6月21日に当たります。夏至は一年中、日中が一番長い日ですが、この日が過ぎると日が短くなり、民間では「吃過夏至麺、一天短一線」(夏至に麺を食べたら、針線ごとの距離で日に日に少しずつ日が短くなる)という言い伝えがあります。

なぜ夏至に麺を食べるか、以下の理由が考えられると思います。

中国の中原地区(華北平原一帯)では小麦の刈り入れは6月ごろで、夏至が訪れる前、すでに収穫が終わり、新麦が市場に出回ります。人々は新小麦粉で作った麺で豊作を祝い、夏至の日に行われる祭祀で神への供え物として新麦を捧げます。麺は細長い形から、暮らしが途切れず日々長く続くという、長生きの意が込められる縁起がよい食品で、誕生日や宴席の最後の主食として食べられます。

また、麺は栄養価が高く、消化しやすい食べ物でもあります。中国北部では小麦食がメインですが、蒸し饅頭、蒸しパンなどに比べ、麺は作り方が簡単で、麺棒で生地を丸めたり、扁平にしたりして細く切り、お湯を通したらすぐ食べられます。山西刀削麺がこの一つです。夏至後はどんどん暑くなるので、みんな食欲が減り、消化器系が悪くなりがちですが、なめらかな麺であれば食べやすく、冷やし麺が特に喜ばれます。

1999年に中国社会科学院が行った、黄河の川辺にある民和県(青海省海東市)の喇家遺跡^{らつか}の発掘調査で4500年前の麺が発見され(この研究成果は2005年の学術誌「ネイチャー(Nature)」に掲載)、麺の誕生の歴史が書き直されました。麺についての文書記録として、東漢時代(25~220年)に遡ります。お湯の中

で茹でるものを当時はお餅と総称したことから、麺は「湯餅」とも呼ばれます。その頃の麺は、糸状と扁平状と二種類。時代が下ると、麺の種類が増え、宋(960~1279年)と元(1271~1368年)の時代には「挂麺」(素麺)が登場し、明(1368~1644年)と清(1616~1912年)の時代には、麺の種類がさらに多種多様になり、5~8種類の動植物原料の微粉末を麺に混ぜ合わせた「五香麺」と「八宝麺」が最高級の麺といわれます。

2013年6月、中国商務部、中国飯店協会の主催による第2回中国飯店文化フェスティバル並びに中国ヌードル・カルチャー・フェスティバルにおける「中国のトップテンヌードル」調査では、①武漢熱乾麺 ②北京炸醬麺 ③山西刀削麺 ④蘭州牛肉麺 ⑤四川担担麺 ⑥杭州片儿川 ⑦昆山奥灶麺 ⑧鎮江鍋蓋麺 ⑨吉林延吉冷麺 ⑩河南燴麺 が選ばれました。



山西刀削麺

今まで、北方は小麦粉派、南方は米派といわれていますが、その調査結果の内訳を見ると、五種類は北方か中原地方の麺ですが、南方の麺も半分を占めていて、麺は南方でも喜ばれている人気食のようです。



Philippines [フィリピン]

島山 エルサ(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

フィリピン人は麺料理も大好き

近年フィリピンでは、日本の外食産業の出店が多く見られ、行列ができることで有名なラーメン店や大手チェーン店のうどん屋やお蕎麦屋もマニラ首都圏や都市部に店を出していて、このコロナ禍でも結構繁盛しているようです。フィリピン人は主食としてはお米を食べますが、麺料理も大好きです。フィリピンでは細く長い麺が長寿を表すことから、お祝いごとや大勢の人が集まる食事会などで麺料理は欠かせません。

フィリピンの伝統的な麺料理の中で、日常的にも食べられているものにパンシットがあります。パンシットとは広い意味で麺料理全体をさす言葉ですが、使用する麺や、調理方法、具材、



地域でそれぞれ名称が異なり、様々な種類のパンシットがあります。麺の種類は大きく分けて、中華麺のカントン（Canton）、ビホン（Bihon / ビーフン）、ソータンホン（Sotanghon / 春雨）、ミスワ（Miswa / ソーメン）、その他の麺、の5種類で料理によって太さや形状が変わってきます。調理方法も煮たり、炒めたり、汁物にして食します。各料理に共通していることは日本の柚子に似たカラマンシーという柑橘類が添えられていることです。元々は中国からの移民がフィリピンにもたらした料理で、パンシットという名称も中国語の扁食（ピエンスー、日本でいうワンタン）または福建語の便的食（便利な食事）に由来するといわれています。数多くあるパンシットの中でもフィリピンの人々が日頃よく食べている料理をいくつかご紹介したいと思います。

パンシットカントン(Pancit canton)

カントン（広東）という名前からもわかるように、中華麺を使った広東風焼きそばです。中華麺と豚肉や海老、キャベツや玉ねぎ、人参など多めの野菜と一緒に炒めて、塩、醤油、パティス（魚醤）等で味付けします。インスタントの袋麺としても多く販売されていて、家庭でも簡単に作れる日常の定番料理です。

ビーホンギサード(Pancit bihon guisado)

日本の焼きビーフンとほぼ一緒に、米粉から作った麺（ビーフン）と肉、野菜を炒めた料理です。

パンシットマミ(Pancit mami)

黄色の濃い中華卵麺に、鶏や牛の出汁のきいたスープを使った汁麺（ラーメン）です。パンシットカントンと並ぶフィリピンを代表する麺料理で、食堂や屋台で気軽に食べることができ、少し涼しい季節や雨の日などに好んで食べられています。こちらもたくさんの種類のインスタント袋麺が販売されています。

パンシットパラボック(Pancit palabok)

本来はコーンスターチ麺で作られますが太めのビーフンで代用されます。海老の出汁のきいた赤いソースを麺にかけ、海老や砕いたチツチャロン（豚の皮をカリカリに揚げたもの）とゆで卵をトッピングして供されます。パラボックは大勢の集まるパーティでの定番料理となっています。

ソータンホンスープ(Pancit sotanghon)

鶏出汁にソータンホン（春雨）の入ったスープ風の料理です。具として細切りにした鶏肉と長ネギを入れます。

以上がパンシット料理の代表的なものです。地方には麺の代わりにココナッツの果肉の細切りやもやしを使った変わり種の

パンシットもあります。

私自身も麺類は好きですが、その中で一番好きなのは、パンシットパラボック（Pancit palabok）かもしれません。フィリピンに帰った時に必ず食べるものといえば、パンシットパラボックです。

フィリピンの麺料理は、麺好きの日本人には比較的なじみやすい料理が多いと思います。フィリピンに行く機会があればぜひ食べてみてください。とても気に入っていただけると思います。



パンシットパラボック



Indonesia【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

インドネシアはインスタント麺消費国世界 NO.2

日本人の間でよく知られているインドネシアの麺料理はミーゴレン（Mie Goreng/ インドネシア風焼きそば）でしょうか？中国の食文化の影響もあり、麺料理の種類は豊富で、地方色もとても豊かな食事です。

また、インドネシア人のインスタント麺の消費量は多く、最近の統計からも、インドネシアは中国に次ぐ世界有数の消費国の一つだそうです。

スーパーマーケットの商品の陳列棚には、様々なパッケージのインスタント袋麺が並んでいます。「白米を食べないと、食事をした気にならない!」（かけはし2021年4月号 Vol.145参照）といていたのに、少し裏切られたくらいの小麦の消費量です。パン食も好む食欲旺盛な彼らの食卓は、この世界の情勢の影響をもろに受けていて、物価高になったと嘆く姿は、私たちと変わりません。それどころか、以前から小麦の代用品として、熱帯植物のサゴヤシから採取されたデンプンの商品化を検討したり、熱帯の気候でも育つ小麦の栽培開発を積極的に行っています。

インドネシアの市場にインスタント袋麺が流通し始めたのは、1960年代頃のことだそうです。以降、気軽に安く食べられるスタ



イルが民衆に受け入れられ、大学生の下宿先の食事、道端の屋台や簡易食堂でも食べられるようになり、次第に広がっていきました。生活の中で、インスタント麺の登場するシーンも多様で、朝食、



インドミーカレー鶏味

昼食、夜食、おやつ、スポーツ観戦のお供にと、ストックとして置いておく家庭も多いはずですね。インドネシアのインスタント麺一袋当たりの価格も2,500～3,000ルピア。日本円に換算すると、約25～30円と、格安で気軽に購入できることも魅力的です。すでに、日本人でいえば味噌汁のような存在となったインスタント麺を、来日のタイミングで箱ごと持ち込んでくる実習生もいます。

滞在中に、開封したインスタント麺の袋パッケージに直接湯を注ぎ、軽く湯切りした麺にパウダースープをあとかけて食べる、という衝撃的シーンも目撃しました。このように、日本人としてのインスタント麺の調理方法を覆されたことを思い出します。

また、現地では日本のように暑いからといって、麺を水に晒し氷で締めて、喉越しをよくしたりすることはありません。たっぷりスープの麺ではなく、少なめのスープでいただく小ぶりのどんぶり麺料理が定着しているようです。

おすすめする麺料理に、大手のチェーン店の Bakmi GM (バックミーガジャマダ) があります。中でもイーフーミー (Yi Fu Mie) を目当てに当時は通っていました。油で揚げた麺に小松菜やシーフードの具たくさん餡をかけた五目焼きそばに当たります。麺のパリパリとした食感、しばらくするとスープを含んで柔らかくなった麺の両方を楽しむことができます。インドネシアの麺料理は、ここでは紹介しきれないほど豊かです。



Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

タイの麺料理は世界一美味しい!? 味はお好みに調節するのが通です。

タイ料理初心者にも挑戦しやすいのはタイの麺料理なのではないかと思います。なぜなら、味にクセがなく、卓上調味料で

自由に自分好みの味が作れるからです。今回は、日本人の間で有名な麺料理と、まだあまり知られていない麺料理に分けてご紹介しようと思います。

まず有名な麺料理ですが、パッタイが真っ先に挙げられます。甘めの味付けの海老入り米粉太麺焼きそばといったところです。時々日本のスーパーでもパッタイの素が売っていたり、タイ料理屋で人気 No.1メニューになっていたりと、かなり日本人に人気のあるタイ料理の一つです。上段で卓上調味料と書きましたが、必ず置いてあるのは唐辛子を乾燥させて砕いたブリックボン(辛味)、唐辛子を輪切りにして酢漬けたブリックナムソム(酸味)、砂糖(甘み)、ナンプラー(しょっぱさ)です。日本人の感覚ですと、少し食べ進んでから卓上調味料を使うイメージですが、タイ人は一口食べてベースの味を確かめたあと、ほとんどの人が味を変えます。味を変えたいなら、筆者のおすすめはブリックボンとナンプラーです。味により深みが出ます。

有名な麺料理の二つ目はクイティアオです。これはよくタイラーメンと呼ばれるもので、ベトナムのフォーにとても似ており、米粉の麺とあっさりしたスープが特徴です。具材はルークチンというつみれのようなものともやし、豚肉を入れるのがオーソドックスなものになります。そのままでもあっさりとしていても美味しいですが、この料理もタイ人は卓上調味料を使って味を変えます。クイティアオの場合は、四つすべてを使い、バランスを見ながらご自身の味を作っていくとよいです。



クイティアオ

最後にオススメするのは、現地でぜひ食べていただきたい麺料理、カノムチーンです。これは米を発酵させて作った素麺によく似た麺に、ナムヤーと呼ばれる汁をかけ、最後に好きな生野菜を添えて食べます。ナムヤーはココナッツミルクと魚をすり潰したカレーペーストのものが基本ですが、ワタリガニの身やエキスを入れたナムヤーブー、ミニトマトを潰したものにひき肉を入れたナムギャオなど、たくさんの種類があります。材料をしっかり煮込んでナムヤーを作るので、他のタイ料理と比べて作るのに手間がかかるからでしょうか、日本にあるタイ料理屋で見かけたことはありませんが、ハマること間違いなしです。

外国人材の受入れに関する Q&A

水際対策も緩和され、徐々に外国人材の入国が始まりました。今回は特定技能外国人の受入れに関する相談の中から、問い合わせが多いものをご紹介します。

Q1 特定技能1号として既に農業分野で1年間就労している外国人が、飲食料品製造業の特定技能分野に転職する場合、在留できる期間は新しい企業での在留資格変更許可日から新たに5年間となるのでしょうか。

A1 特定技能における在留期間の通算5年という規定は、在留資格「特定技能1号」で日本に在留した期間を指します。異なる分野に転籍した場合であっても前後の特定技能所属機関での就労期間（在留資格「特定技能1号」の在留期間）は通算されます。ご質問のケースの場合、転籍後の特定技能1号での在留できる期間は最大4年となります。

なお、次の場合は通算在留期間に含まれますので注意してください。

- 失業中や育児休暇及び産前産後休暇等による休暇期間
- 労災による休暇期間
- 再入国許可による出国（みなし再入国許可による出国を含む）による出国期間
- 「特定技能1号」を有する者が行った在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請中（転職を行うためのものに限る）の特例期間
- 特例措置として「特定技能1号」への移行準備のための就労を認める「特定活動」で在留していた期間

Q2 当社で雇用している特定技能外国人が母国の家族の事情で約半年間、一時帰国することになりました。その後、再度入国して働いてもらうことになっています。この場合、一時帰国している半年間は通算5年に含まれますか。

A2 一時帰国時（出国時）の状況により異なります。在留期間内に再入国するとして、再入国許可制度（みなし再入国許可含む）により出国した場合には、出国期間中も在留資格を保持しているため、通算在留期間に含まれます。再入国許可ではなく、単純出国した場合には帰国している期間は通算在留期間に含まれません。この場合、再入国に当たっては新規入国の

扱いとなりますので、在留資格認定証明書の交付、査証発給の手続きが必要となります。

Q3 当社で受け入れている技能実習生が特定技能に移行する予定です。技能実習では、実習実施者は技能実習日誌を作成しなければなりません。技能実習を修了して特定技能に移行したあとも、技能実習日誌は作成しなければなりませんか。

A3 技能実習は、技術習得のための技能実習計画に基づいた在留活動です。実習実施者においては、計画した技能実習の適正な履行及び進捗状況を把握するために、技能実習法において技能実習日誌の作成が義務付けられています。他方、特定技能制度は法律の目的が異なり、技能実習計画といったものはありません。したがって、技能実習から特定技能に移行したあとも、技能実習日誌を作成する必要はありません。

なお、特定技能制度では、特定技能所属機関は特定技能外国人の活動状況に係る文書の作成と活動をさせる事業所への備付け及び地方出入国在留管理局への定期・随時の届出が義務付けられていますので注意してください。定期届出に関しては提出時期（四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内）も定められていますので忘れずに届け出てください。

Q4 技能実習中に特定技能評価試験を受験することはできますか。

A4 技能実習中に特定技能の評価試験を受験することは可能です。技能実習終了後に特定技能への移行を検討しているのであれば、在留資格変更申請時に可否が分かるよう早めに受験するようにしてください。なお、試験に合格したとしても、技能実習中の在留資格変更はできません（申請は可能です）。技能実習法上は現在の認定技能実習計画に基づき、技能実習を計画通りに修了する必要があります。

■お問い合わせ先

実習支援部相談課 03-4306-1160

JITCOの教材のご案内



シリーズ最新刊

新刊本 技能実習レベルアップシリーズ6 食鳥処理加工

定価:3,630円(本体3,300円+税10%) (賛助会員は3割引) B5判 188ページ

技能検定や技能実習評価試験を受検する際の勉強用テキストとして、また、作業現場での手順確認や習得する技能の要点、必要な知識を再確認するためにおすすめの「技能実習レベルアップシリーズ」の第6弾として「食鳥処理加工」を発売しました。

日本には、食鳥処理技能者の技能評価の国家資格はありませんが、主に外国人技能実習生を対象とした技能実習評価試験があります。技能実習評価試験はレベルに応じて「試験科目及びその範囲と細目」が示されていて、高いものから順に上級、専門級、初級となっています。

この教材では、各レベルに応じて、習得しなければならない知識や技能などを図表や写真を多数用いて解説しています。各章の終わりには、「確認問題」とその「解答・解説」があり、理解の進み具合を確かめることができます。漢字にはすべて読み仮名を付けており、技能実習生の方でも読みやすいように工夫しています。



技能実習制度、特定技能外国人の運用要領が一部改正されました

改訂本 技能実習制度運用要領 (第2版)

定価:2,420円(本体2,200円+税10%)
(賛助会員は3割引) A4判 334ページ

出入国在留管理庁は4月1日、「技能実習制度運用要領」を一部改正しました。この本は、要領の本文をJITCOが冊子にしたものです。制度の運営に必要な法律や規則などの解釈や用語の解説、制度運用上の留意事項などを掲載しています。

最新の運用要領をぜひ、お手元にどうぞ。

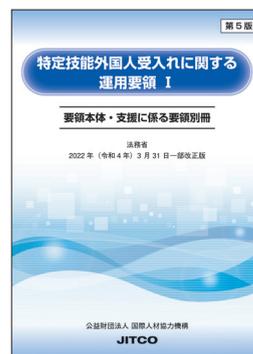


改訂本 特定技能外国人受入れに関する運用要領I (第5版)

定価:2,420円(本体2,200円+税10%)
(賛助会員は3割引) A4判 217ページ

本書は法務省が3月31日付で一部改正した「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の内容を盛り込んだ最新版になります。

分野別の「運用要領II」、関係書類の「特定技能 入国・在留諸申請及び諸届 記載例集」とのお得なセット販売もあります。



教材の詳細とご注文

JITCO 教材オンラインショップ <https://onlineshop.jitco.or.jp/>





JITCOの各種セミナーのご案内

詳細とお申込は、こちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCOでは、外国人材の受入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。



セミナーカレンダー

日程	セミナー内容	場所	担当部	お問合せ先
7月	7日(木) 技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談課	03-4306-1160
	8日(金) 「わかりやすい日本語」話し方セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	8日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	22日(金) 技能実習生受入れ実務セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1138
	22日(金) 技能実習生受入れ実務セミナー	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138
	28日(木) 外国人材受入れセミナー(入国・在留手続と申請等取次制度について)	JITCO東京本部	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
	28日(木) 【サテライト】 外国人材受入れセミナー(入国・在留手続と申請等取次制度について)	名古屋・大阪・広島・福岡	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
	29日(金) 技能修得支援セミナー	尼崎	実習支援部職種相談課	03-4306-1185
8月	4日(木) 特定技能制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談課	03-4306-1160
	25日(木) 在留資格「技能実習」書き方セミナー	JITCO東京本部から配信	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
	25日(木) 在留資格「技能実習」書き方セミナー	JITCO東京本部	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
9月	1日(木) 技能実習制度説明会	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談課	03-4306-1160
	2日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	高松	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	9日(金) 特定技能外国人受入れ実務セミナー	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1138
	9日(金) 特定技能外国人受入れ実務セミナー	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138
	16日(金) 技能修得支援セミナー	JITCO東京本部から配信	実習支援部職種相談課	03-4306-1185
	16日(金) 技能修得支援セミナー	JITCO東京本部	実習支援部職種相談課	03-4306-1185

※2022年6月2日時点。開催情報は追加・変更することがございます。
※お申込み受付を開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。
※ はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。

かけはし(JITCO JOURNAL) 第31巻150号

発行日 2022年(令和4年)7月1日

発行 **公益財団法人 国際人材協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1116

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



特定技能外国人、外国人技能実習生を受け入れる体制作りに 割安な保険料・充実した補償の保険

特定技能外国人、外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。**〈示談交渉サービス付〉**
- 4 割引が適用された割安な保険料**
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額				保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	滞在期間12か月 (※治療費用100%補償1ヵ月付帯)
死亡・後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	13,810円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	17,910円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	21,460円
5	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3億円	300万円	14,800円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	11,430円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	11,130円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	17,650円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
 (注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
 (注3) 治療費用100%補償期間は1ヵ月以外もございませう。
 ※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
 ※この広告が外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
 ※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。
 三井住友海上（幹事会社）、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
 保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
 こちらから **k-kenshu.net**

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス 随時受付中

TEL 03-3453-3700 FAX 03-3453-3703
 http://www.k-kenshu.co.jp/

技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆様からご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

みやぎオーバースー協同組合

SDGsに対する取り組みがあらゆる業界に求められる中で、当組合の技能実習生及び特定活動者(帰国困難による)が地元のNPO団体「海さくら」の、「umihama 掃除」に参加しました。「海さくら」は10年以上も地元で活動が続けている団体(月に1回楽しく「海岸」を清掃する海が好きな人たちの集まり)なので、今後も技能実習生たちと一緒に参加し、清掃だけではなく日本人との交流もしていきたいです。



協立建物管理株式会社

ベトナム実習生3名と特定技能外国人2名と一緒に、植物公園へ行きました。花がたくさんあり、とても綺麗でした。

昨年はコロナ禍でもあり、外出する機会がほとんどありませんでした。今年は色々な場所に足を運び、日本の素敵なのところをもっともっと見ていきます。

株式会社西村総建

石川県金沢市にある建築の会社です。当社にはベトナム人実習生が7人いて、毎日仕事を頑張ってくれています。

8月5日・6日の2日間で、会社のみんで社員旅行をしました。志賀町でバーベキューをしたり、海に入ったり、会社にいる日本人とコミュニケーションを取ったりと、楽しい時間が過ごせました。



写真を掲載しませんか? 応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>